

広島市告示第 296 号
令和 8 年 5 月 22 日

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により別紙のとおり告示します。

広島市長 松井 一實

[別 添]

適応災害種別（内水）の追加指定を行った指定緊急避難場所

名称	所在地	適応災害
県立可部高等学校	広島県広島市安佐北区 可部東四丁目27番1号	洪水、土砂、高潮、内水
県立安芸南高等学校	広島県広島市安芸区 矢野西二丁目15番1号	洪水、土砂、内水 地震、大火
県立湯来南高等学校	広島県広島市佐伯区 湯来町大字伏谷1198	洪水、土砂、高潮、内水
県立五日市高等学校	広島県広島市佐伯区 観音台三丁目15番1号	洪水、土砂、高潮、内水